

売買契約に関するご案内

1 契約保証金の納付

春日井市との契約を締結する場合は、契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を契約締結日までに納付していただく必要があります。

納付された契約保証金は、業務等の履行完了後に買受人の請求により還付します。

2 提出書類

契約保証金の納付手続として、契約保証届出書を落札決定日の翌々日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。）の午前 9 時から正午又は午後 1 時から 5 時までの間に、総務部契約管理課に提出してください。

(1) 現金での納付

契約保証届出書提出時に納付書をお渡ししますので、契約日までに指定の金融機関で入金してください。

(2) (1)以外の場合

契約書（案）をお渡ししますので、保証の手続（保証期間：契約日から納期まで）を行ってください。

3 契約保証金の納付免除

契約保証金については、原則納付いただくこととなりますが、春日井市契約規則（以下「規則」という。）第 34 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除することができます。次は、免除が認められる主な規定となります。

(1) 過去の実績から判断して履行しない恐れがないと市が判断したとき

【根拠規則：規則第 34 条第 1 項第 3 号】

過去の実績とは、契約日から過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行していることをいいます。

この規定による免除には、契約実績を証明する書類の提出が必要となりますので、落札決定日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除く。）の午後 5 時までに契約書の写しを提出してください。春日井市との当該契約実績がある場合は、契約書の写しの提出は要しません。

(2) 売買代金が即納されるとき【根拠規則：規則第 34 条第 1 項第 5 号】

売買代金の即納とは、売買契約の締結日（以下「契約日」という。）と同日に契約書に記載の売買代金の全額の支払いが完了したことをいいます。

この規定の免除には、契約日の前日までに売買代金を即納する旨申出をしてください。その場合は、契約日に市が納付書を発行しますので、指定する金融機関等で支払手続を行ってください。支払手続完了後、金融機関等から受領した領収書の写しを提出してください。

※ 要領等及び様式は、春日井市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.kasugai.lg.jp/business/nyusatsu/yoryo.html>

【問い合わせ先】 春日井市総務部契約管理課

契約担当

電話 0568-85-6267

keiyaku@city.kasugai.lg.jp